

## 不利益処分の処分基準

|                  |                          |   |
|------------------|--------------------------|---|
| 処 分 の 内 容        |                          | 設立の認可の取消し   |
| 根拠法令及び条項         |                          | 商工会法第51条第4項   |
| 所 管 部 課 係 名      |                          | 市民生活部産業振興課農業商工業振興係  |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 関 係 条 項                  |   |
|                  | 基 準<br><br>(未設定の場合はその理由) | <p>法第51条第4項の規定による。</p> <p>第51条第4項<br/>4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> |
|                  | 参 考 事 項                  |   |
|                  | 設 定 等 年 月 日              | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）   |